

双葉町議会だより ふたば

第104号
平成25年8月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎ 0246-84-5200（代表）

ふるさとを忘れない

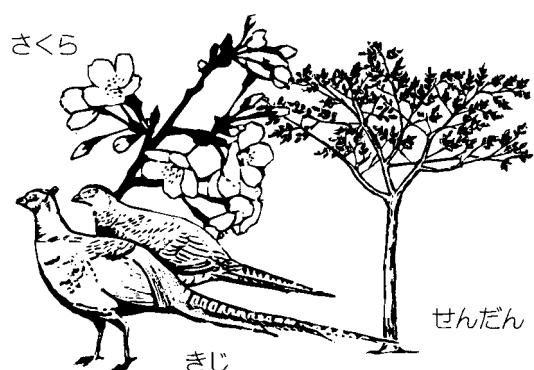


震災前の夏の風景～双葉海水浴場～

主な内容

- 平成25年第1回定例会
・このようなことが決まりました……P2～3
・一般質問……………P4～10
- 平成25年第2回臨時会
・このようなことが決まりました……P11
- 平成25年第2回定例会
・このようなことが決まりました……P12
・一般質問……………P13～19
- 議会のうごき……………P20

町の花木鳥



第1回
定例会
3月21日～28日

このようなことが 決まりました

平成25年第1回議会定例会は、埼玉県加須市騎西総合支所議場において3月21日から28日までの8日間の日程で開かれました。

条例の制定・改正、補正予算、平成25年度当初予算、議員発議などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・18日	…	20人
・19日	…	30人
・24日	…	21人
・25日	…	29人
合計		100人
↓		
・双葉町民	…	27人
・町外	…	14人
・報道関係	…	59人

原案可決
賛成全員

(条例制定・改正)

- 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定
- ふたばっ子教育支援基金条例の制定
- 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
- 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
- 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定
- 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定
- 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定
- 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定
- 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
- 双葉町介護保険条例の一部改正
- 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正
- 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正
- 双葉町都市公園条例の一部改正
- 双葉町営住宅条例の一部改正
- 双葉町下水道条例の一部改正

平成25年度

(当初予算)

総額 69億6,341万円でスタート

原案可決
賛成全員

●一般会計	45億円
●国民健康保険特別会計	13億3,201万1千円
●公有林整備事業特別会計	592万9千円
●公共下水道事業特別会計	3億3,509万8千円
●工業団地造成事業特別会計	13万1千円
●介護保険特別会計	7億2,639万2千円
●後期高齢者医療特別会計	6,384万9千円

(平成24年度補正予算)

原案可決
賛成全員

●一般会計

歳入歳出それぞれ2億8,027万2千円を減額し、総額55億6,424万1千円

【歳出の主な内容】

- ・事務事業の確定等により、多くの科目（議会費・総務費・民生費・衛生費・労働費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費）で減額補正。
- ・諸支出金 1億9,107万7千円追加
東日本大震災復興基金などへの積立の追加。
- ・繰越明許費 4,619万3千円
双葉町役場仮庁舎整備事業。

●国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ5,930万2千円を減額し、総額11億8,147万8千円

●公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ125万9千円を減額し、総額3億3,893万4千円

●介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ6,652万2千円を追加し、総額9億4,965万4千円

●後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ10万2千円を減額し、総額2,367万円

(議員発議)

原案可決
賛成全員

双葉町議会委員会条例の
一部改正

提出者／谷津田光治議員

賛成者／菅野 博紀議員

(内容) 地方自治法の一部改正に伴うもの。

(人事)

原案同意
賛成全員

人権擁護委員の推薦に

倉田 美佐子さん (長塚)
くら た み さ こ

町政を問う



羽山 君子
議員

町長の施政方針

質
問

町長選で「マスクミニ等のコメントの中に「町と町議会との対立を解消する」とあるが、対立関係をどのように解消しようとしているのか。

町長答弁

日本の現行の法体制においては、地方自治制度として首長制いわゆる地方公共団体の長を住民の公選により議会の議員とは別に選ぶ制度を採用しています。

町長選での5つの公約の最後に「町民、町議会と十分に話し合ったうえで色々な施策に取り組みます。」とあるが、どのように話し合いをするの

質
問

て対等であり、互いに自己の権限を行使し、牽制し合うことで円滑に地方自治が運営されていくことが期待されています。従つて、お互いに与えられている権限を超えることなく、その中で意見を出し合い前進していくことが必要であると考えています。

今後、初心を忘れることがなく有言実行していくだけるか。

町長答弁

このため、地方公共団体の長と議会とは、共に住民を代表する機関とし

か。話し合いに対する町長自身のスタンスは。

民の福祉の増進に向けて、粉骨碎身努力していく所存でありますので、よろ

しくお願いしたいと思

求めてまいります。
双葉町弁護団による賠償手続きの支援について件数の増加に伴い、解決が進んでいない実態もあることから、迅速な和解は、原子力損害賠償紛争仲介手続きがなされるよう、国に対してセンターの体制強化を求めてまいります。



白岩 寿夫
議員

双葉町弁護団

質
問

これから先の取り組み方や賠償についての考えは。

町長答弁

原子力損害賠償については、避難生活に伴う精神的損害の金額をはじめ、実損害額の完全賠償には程遠い内容であり、賠償手続きも遅々として進んでいません。

財物賠償も、宅地、建物の賠償開始時期が不透明であり、田畠、山林の賠償基準や地震・津波被害を受けた建物・家財の取り扱い、登記未了物件

の取り扱いなども決まりません。

国と東京電力に対しても、未了案件を早期に解決し、一刻も早く町民の皆さんのが財物賠償手続きを進められるよう求めてまいります。

国や東京電力がこれまでに示した避難生活に伴う精神的損害や財物賠償は、あくまで最低基準を定めたものと理解しておりますので、今後も双葉

今后も双葉町弁護団と連携を密に図り、原子力損害の完全賠償と町民の皆さんへの早期支払いを強く求めてまいります。

まさしく地方自治の本旨にありますとおり、住

まちづくり

(5) 平成25年8月発行

町政を問う

質問 どのように進めていくのか。

町長答弁 現在、双葉町復興・まちづくり委員会において、復興まちづくり計画案の策定に向けて、精力的な審議が進められております。委員会は、これまで、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、「仮の町」を中心とした当面の生活拠点のあり方、帰還に向けた条件や町の土地の復旧・復興のあり方、町の歴史・伝統・文化の継承や現在及び将来にわたるコミュニティーの維持のあり方などについて、議論を重ねてきております。

現在、住民意向調査と「7000人の復興会議」における町民の意見・提案について、計画案に反

づくり委員会において、復興まちづくり計画案の策定に向けて、精力的な審議が進められております。委員会は、これまで、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、「仮の町」を中心とした当面の生活拠点のあり方、

帰還に向けた条件や町の土地の復旧・復興のあり方、町の歴史・伝統・文化の継承や現在及び将来にわたるコミュニティーの維持のあり方などについて、議論を重ねてきております。

委員会の報告を受けて復興まちづくり計画を早期にとりまとめ、復興公営住宅の整備をはじめとする町民の生活再建に向けた取り組みや、双葉町の復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいります。

現在、住民意向調査と「7000人の復興会議」における町民の意見・提案について、計画案に反

づくり委員会において、復興まちづくり計画案の策定に向けて、精力的な審議が進められております。委員会は、これまで、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、「仮の町」を中心とした当面の生活拠点のあり方、

帰還に向けた条件や町の土地の復旧・復興のあり方、町の歴史・伝統・文化の継承や現在及び将来にわたるコミュニティーの維持のあり方などについて、議論を重ねてきております。

現在、住民意向調査と「7000人の復興会議」における町民の意見・提案について、計画案に反

行政の住民サービス

題、健康対策など解決すべき課題がまだ残されています。

加えて除染、町の復旧・復興など新たな課題にも対応していく必要があります。このためには、限られた職員を効率的に配置するとともに、現状に即した組織の再編を図り、

行政の住民サービス

題、健康対策など解決すべき課題がまだ残されています。

加えて除染、町の復旧・復興など新たな課題にも対応していく必要があります。このためには、限られた職員を効率的に配置するとともに、現状に即した組織の再編を図り、

選挙公約



谷津田 光治
議員

質問

「町民の皆様が幸せに安全で安心して暮らし続けられるよう調整を進めます。」とはどんな政策か。

質問

「議会の圧力に屈して、役場機能をいわき市に移すことを決めたことを反省している」と前町長が述べたというが、圧力の事実はあったのか。

質問

「いわき市長をはじめ何人の市民に詫びたか。また許していただけたか、反応を伺う。」

質問

「双葉町への帰還のモデル除染と自然減衰の状況を踏まえ、その後の対応を検討、判断していく区切りを5年としたものであります。

質問

「大半が帰還困難区域だから」とあるが、いつ決定したのか。

町長答弁

収束に向けての措置を国・東京電力に要請するとともに、県、町村会と連携を図って参りたいと考えております。

町長答弁

議会が独自に実施した住民アンケート調査の結果、いわき市への移転要望が多かったため、議会

町長答弁

国から区域再編案が提示されました。今後、議会及び町民の皆さんのお意見を踏まえて町として

町政を問う

質問

県内と県外の放射線量を比較しても県内の大部分の地域の方が高いとは思わないか。

町長答弁

全般的に県内の放射線量が県外より高い地域が多いことは認識しております。

質問

「県の信用より町民の健康が大事」とは思わないのか。

町長答弁

県の信用と町民の健康の問題は比較できるものではないと考えております。町民の健康を守ることは優先して進めなければならぬことであると考えております。

質問

2人の現職議員も双葉町には戻らないと言つてゐる現実をどう理解する

のか。

見解を述べる立場にはないことをご理解いただき、答弁は差し控えさせていただきます。

質問

中間貯蔵施設の指定は、国が一方的に決定し、3町に強要しているとしか思えないが、最善策とはどんな策か。

町長答弁

町として国の十分な説明を聞きながら、候補地の同意を前提条件とすることが妥当であると考えます。

質問

予定地の調査受け入れを要望したと思うが、適地と判断されたときは建設を許可するのか。

町長答弁

町住民意向調査は、避難先の学校に登校させるので、双葉町立の学校の再開は必要ない」と申し上げました。

町長答弁

今後も多くの方の意見を拝聴し、国や県との協議においても、住民の理解を前提に進めてまいります。

質問

教育機関の立ち上げは大切で大事なこと。「双葉町をなくすわけにはいきません。」という考え方には矛盾はないか。若者たちや幼い子供、小中学生や高校生をもつ親たちの意見の集約はどんな結果か。

町長答弁

子どもたちや若い世代が、10・2%「仮の町に施設・教育内容が充実した学校ができれば、仮の町に転居して子どもを通わせる」が6・6%、という結果でした。

質問

「自らの避難先の近くで、双葉町立の学校が再開されれば子どもを通わせる」が、10・2%、「仮の町に施設・教育内容が充実した学校ができれば、仮の町に転居して子どもを通わせる」が6・6%、と

が戻らない町では存続が難しいため、双葉町をなくすわけにはいきません

と申し上げました。

町住民意向調査は、避難先の学校に登校させるので、双葉町立の学校の再開は必要ない」と申し上げました。

「自らの避難先の近くで、双葉町立の学校が再開されれば子どもを通わせる」が35・6%、「仮の町に施設・教育内容が充実した学校ができれば、仮の町に転居して子どもを通わせる」が6・6%、と

歴史民俗資料館の収蔵品を他施設へ移動したと聞くが、移動資料の品目と数量を伺う。

教育長職務代理者答弁
古文書類3,728点

考古資料620点、民俗資料505点、大刀など古美術資料88点、剥製などの自然史標本133点など合計で5,556点と昆虫標本1,013個体を搬出しております。

歴史民俗資料館



高萩 文孝
議員

教育環境

質問

不在となつてゐる教育長をいつまでに選任されるのか。

町長答弁

早急に対応していきたいたと考えております。

質問

町立幼稚園、小学校、中学校をいつまでに再開

されるのか。

町長答弁

双葉町復興まちづくり委員会において、現在検討を進めているところでありますので、子どもたちや保護者の皆さんのお見をよく聞き、再開する時期や場所などを今後決まりたいと思います。

町政を問う

質問
教育環境を整えるとは、具体的に何をするのか。

町長答弁
教育長の選任を早急に行うとともに、保護者のニーズ調査などを行い、

要望に沿った教育環境の充実や、学校再開に向けた校舎や教職員定数の確保、児童生徒の通学手段の確保など、教育環境の整備が必要であると考えております。

津波被害地域

質問
町として独自の支援策を実施する考えはあるのか。

町長答弁

平成25年度当初予算において、津波被災地域の復旧と将来の土地利用に係る計画の策定に必要な経費を計上したところです。

質問
高台移転を実施する考え方があるのか。

町長答弁

この計画の策定過程において、復旧・復興事業として被災した住民の皆さんへの支援策を検討していくことになりますが、津波被災地域の復旧・復

興事業については、国や県によるさまざまな事業がありますので、それらを最大限に活用しつつ、どのような支援が可能か検討を進めていくことをしております。

質問
いわき市への役場機能

避難所

質問
閉鎖するのか。

町長答弁

移転に伴い、埼玉支所の職員もかなり削減されると考えられるが、公設避難所の運営を今後どのように対応していくのか。

町長答弁

旧騎西高校避難所を含む運営は、当避難所を含めた加須市周辺に避難している町民の皆さんへのサービスの低下を来さないよう、適切な職員の配置を行って参りたいと考へております。

質問
まちづくりの基本は「市民のため」ですが、市民の声を聞くためにどのようなことを実行されるのか。

町長答弁

町政懇談会をはじめ、各種委員会等との懇談、自治会との懇談、将来を担う子どもたちとの懇談など、さらに、電子媒体を利用した意見募集などを取り組んでまいりたいと考えております。

質問
職員の機動力が重要な中、職員との信頼関係を深めることも必要と思うが、考えはあるか。

町長答弁

同じ避難民でありながら、住民要望、今後の課題解決というハードルを超えるためには、強いモチベーションと普段以上

難しい状況にあります。高台移転については、津波被災地域の住民の皆さんの意向を踏まえて、東日本大震災の被災地では高台移転だけでなく、地区画整理事業を活用

した現地再建を行つていい事例もあることから、それぞれのメリット・デメリットなども示し、浪江町との連携を図りながら、住民の皆さんに向かいたいと考えております。

して参りたいと考えております。さらに、旧騎西高校自治会とも連携、協力を図

新町長の政治姿勢

の皆さんに寄り添つたまちづくりを目指して進めなければならぬと強く認識しているところであります。



岩本 久人
議員

りながら運営をして参ります。たいと考えております。

が、少しでも早く、町民

町政を問う

県とどのような態度で臨むか。双葉地方町村との連携をどのように図るか。

のエネルギーが必要であります。達成感や成功体験をお互いに分かち合うこと、その積み重ねがつて職場での信頼関係が形成されていくものと考えております。

人と組織、人と人との信頼関係は非常に重要でありますと考へており、今後、「話し合い、耳を傾け、承認し、任せる」ことをモットーに、対話を重視した役場組織の運営に当たっていきたいと考えております。

則を踏まえて、県とともに国に要望をして参りました」と考
えています。双葉地方として、広域的な一体性のある復興、受け入れ自治体への支援の持続性の確保、その他多くの共通課題等について、お互い情報の共有を図るとともに協議の場の開催等、意思統一が図られるよう、積極的に働きかけて参ります。

行政機構改革

行政機構改革

課設置の改正を含め、
新たな課、係の設置の検討は。

質問

町長答弁

生活再建へ向けての住宅や福祉などを含めた生活再建策であると考えております。

特には、損害賠償、特に財物賠償手続きの早期開始であります。

原発事故によつて避難をさせられている状況下にあつては、まさに、すぐには方向性や答えの見つからない仕事など、いわゆる難しい複雑な調整が必要な仕事が数多くなつております。

専門的に対応できるよう
な配置、組織にしたいと
考えており、少ない人員
で如何に効率的な支援が
できるようにするか検討
して参りたいと考えてや
ります。

複数の職員で仕事ができ、さらに業務の繁閑差が調整できるとともに、情報共有による職員の能力、当事者意識の向上が図られるのではないかと考えられます。

町政を問う



菅野 博紀
議員

双葉町賠償

質
問

本町では、東京電力に
対して賠償請求をしてい
るが、どのように考
えるか。

町長答弁

町では、平成24年3月
8日に公共用財産に係る
損害賠償として192億
5,335万6,353円を東京電力株に請求し
ていますが、未だその回
答をいただいておりませ
ん。

これまで東京電力株か
らは、受付できる準備が
できたものから順次受け
付けるということで説明

を受けております。
町としては、損害賠償
請求の時効が民法上3年
という期限があることか
ら、まず請求をすること
が必要であるとの判断が
あつたものと考えており
ます。

町が提出した財物賠償
についても、個人賠償と
同様に、最低限の基準額
の影響による歳出経費
の増加分に係る損害賠償
請求の継続は、必要では
ないかと考えております。

今後の状況により、基
準単価を含めた賠償額の
見直しをも考慮し対処し

て参りたいと考えており
ます。
現在、賠償請求の対象
として東京電力株から提
示されている費目は、水
道・下水道事業の追加費
費用、被災者支援のため
に公共機関が負担した費
用等で、請求期間は、平
成24年3月分までとなっ
ております。

町は、先に請求を行つ
た公共財産のほかに役場
庁舎をはじめ、各種施設
の備品、東京電力から請
求対象となつている避難
にあたつての費用や税・
使用料等の減収分につい
て今後請求すべく取りま
とめを進めているところ
です。

今後とも長期に渡つて
町内の財物が使用できな
い現状から公共財産及び
税・使用料の減収分、事

7000人の復興会議
に予算を取り今年度進め
てきたが、新年度も取り
入れるつもりなのか。速
やかに復興計画を作るの
か。何か考えがあるのか。

町長答弁

「7000人の復興会
議」は、「平成24年度町
民参加の復興まちづくり
計画策定業務」として実
施したものです。

「7000人の復興会
議」では、6,500件
を超える、単なるアンケー
ト調査からは得られない
多様で示唆に富む数多く
のご意見・ご提案をいた

だくことができました。
業務の目的は達したこ
とから、この業務の契約
期限である3月29日をもつ
て「7000人の復興会
議」事業は終了すること
としております。

双葉町復興まちづくり
委員会において、5月頃
を目途に、復興まちづくり
計画案のとりまとめを
お願いしております。
委員会から計画案の報
告があつたのち、町議会
や町民の皆さんのご意見
を伺った上で、早期に双
葉町復興まちづくり計画
を決定したいと考えてお
ります。

町長答弁

埼玉支所については、
加須市を中心として埼玉
県、関東地方に避難され
ている町民の皆様への支
援、サービス提供、相談、
その他各種証明書等の窓
口として設置することと
しており、サービスの低
下を来さないよう、職員
を配置していく考え方
ります。

役場機能移転

質
問

町長は役場機能が移転
するまで埼玉支所にいる
のか。役場機能が移転し
てからの埼玉支所はどの
くらいの規模にするのか。

町長答弁

3月18日現在、福島県
内には3,727人、埼
玉県には1,073人、
そのうち加須市には旧騎
西高校避難所を含めて6
32人が避難をしており、
必要なサービスは維持し

て参りたいと考えており
ます。

復興会議

ていかなければなりません。
役場仮庁舎の移転後は、
そこを拠点として全国の
町民の皆様及び県内の皆
様の支援、サービスに徹
することになりますが、
それまでの間は福島支所
にも時間の許す限り訪問
し、県内の町民の皆様の
支援業務の執行に資して
参ります。

第2回
臨時会
5月9日

このようなことが 決まりました

平成25年第2回議会臨時会は、5月9日、埼玉県加須市騎西総合支所議場で開かれました。

いわき事務所設置に伴う条例制定や改正、議員発議、専決処分などが審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・9日	……	13人
合計	↓	13人
・双葉町民		2人
・町外		2人
・報道関係		9人

(条例制定・改正)

- 双葉町いわき事務所設置条例の制定 ……………… 賛成 多数
- 双葉町福島支所設置条例の一部改正 ……………… 賛成 多数
- 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町課設置条例の一部改正 ……………… 賛成 全員
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町振興計画審議会条例の一部改正 ……………… 賛成 全員
- 双葉町都市計画審議会条例の一部改正 ……………… 賛成 全員
- 双葉町公民館条例の一部改正 ……………… 賛成 全員
- 双葉町体育館条例の一部改正 ……………… 賛成 全員

原案可決

(専決処分)

- 平成24年度補正予算
 - ・ 一般会計
歳入歳出それぞれ1億6,145万6千円を追加し、総額57億2,569万7千円。
 - ・ 国民健康保険特別会計
歳入歳出それぞれ2,604万2千円を追加し、総額12億752万円。
 - ・ 介護保険特別会計
歳入歳出それぞれ33万7千円を減額し、総額9億4,931万7千円。
 - ・ 後期高齢者医療特別会計
歳入歳出それぞれ20万5千円を減額し、総額2,346万5千円。
- 双葉町税条例の一部改正
平成25年度地方税法の改正に伴うもの。

原案承認
賛成全員

(議員発議)

双葉町議会委員会
条例の一部改正

提出者／谷津田光治議員
賛成者／菅野 博紀議員
(内容) 双葉町課設置条例の一部改正に
伴う改正。

原案可決
賛成全員



第2回
定例会
6月26日～28日

このようなことが 決まりました

平成25年第2回議会定例会は、双葉町いわき事務所大会議室において6月26日から28日までの3日間の日程で開かれました。

条例の改正、補正予算などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・26日	…	14人
・27日	…	19人
・28日	…	10人
合計		43人
↓		
・双葉町民	12人	
・町外	10人	
・報道関係	21人	

原案可決
賛成全員

(条例改正)

- 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正
- 双葉町税特別措置条例の一部改正
- 双葉町国民健康保険税条例の一部改正

(平成25年度補正予算)

●一般会計

歳入歳出それぞれ1億9,719万5千円を追加し、総額46億9,719万5千円

【歳出の主な内容】

- ・総務費 総務管理費4,177万4千円追加
双葉町復興事業計画策定事業、支所等管理運営費など
- ・民生費 災害救助費1億3,245万1千円追加
双葉町内防犯・防災パトロール事業、双葉町復興支援員事業など
- ・農林水産業費 農業費905万8千円追加
避難農業者一時就農等支援事業など

原案可決
賛成全員

●公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ2億2,176万円を追加し、総額5億5,685万8千円

(報告)

平成24年度双葉町一般会計
繰越明許費繰越し

双葉町役場仮庁舎整備事業4,749万3千円を平成25年度へ繰越し



教育委員会委員の任命

半谷
はんがい

淳氏
あつし

半澤
はんざわ
浩司氏
ひろし

原案同意
賛成全員

(人事)

町政を問う



菅野 博紀
議員

町賠償請求

質
問

双葉町として東京電力に出している賠償請求、行政として賠償額は本当にこれでいいのか。計算方式に間違いはないのか。

町長答弁

事故時の土地の評価額としては、当時の取引価格が妥当と判断し、実勢価格を割り出し、これを請求額としております。算出方法は、地価公示價格 基準地価格及び固定資産税評価額を基に行つております。地価公示價格は、厳し

く算定されており、通常、実勢価格の90%から95%であり、固定資産税評価額は、公示価格の70%と決められております。

固定資産税評価額は、実勢価格の63%程度になります。

固定資産税評価額に0・63の逆数1・58を掛けることにより、実勢価格を算出しております。

双葉町の地価公示價格・基準地価格7か所の固定

資産評価額をそれぞれ割り出した数値の単純平均を算出した「1・46」を補正係数として使用しております。

事故前評価額は、宅地については、市場性が乏しいこともあり、双葉町公用地取得価格を事故前評価額として請求をしております。帰還困難区域の不動産の賠償については、5年以上の長期間に渡り使用できないことから全額賠償が妥当との認識が原子力損害賠償審査会で示されておりましたが、民法上は所有権が東京電力に移転することにも成り得るため、特別法などの手当がなされていない請求段階では、土地の減価率を90%として請求をしております。

双葉町の地価公示價格・基準地価格7か所の固定資産評価額をそれぞれ割り出した数値の単純平均を算出した「1・46」を補正係数として使用してお

ております。町が加入している財団法人全国自治協会の建物災害共済における共済基準額を事故前評価額として請求しております。建物については、放射性物質に長期間に渡り曝れております。

おり、町では建物ごとに保険を掛けておりますが、この保険には、再建築価格が算出されております。

町の賠償額は、減価償却をせず、建物の再建築価格として請求をしております。

双葉町職員

質
問

職員の仕事量を考えた時、通常業務に加え、災害業務と住民票を移した方々に対する業務、通常時から考えると3倍になつているようと思えるが、このことに対する行政の対応は。

町長答弁

6月21日現在、町民の皆さんは、福島県内には55%、県外には45%の割合で、全国40都道府県で避難生活を送られております。

原発事故によつて避難をさせられている状況下

にあつては、すぐには方向性、応えが出せない難しい複雑な調整が必要な業務が数多くなつております。さらに、今後は復興まちづくり計画に沿つた実施計画を策定することにより、復旧・復興に向けた業務が広範囲に渡つてくることが考えられます。

しかし、仕事量に対する職員個々の能力には、限界もありますので、マネパワーを確保していくかなければなりません。今後の定期的、計画的な職員採用と併せて、引き続き全国の自治体からの支援職員等の要望もして参りたいと考えております。

また、今回、総務省に要望していた復興支援員事業が採択になります。

していかなければなりませんが、そのためには、財源確保と併せて、職員力が必要あります。同じ避難している状況の中で、住民要望、今後の課題解決というハードルを超えるためには、強いモチベーションとこれまで以上のエネルギーが必要あります。これが職員個々の「志」であつたりします。

「使命感」であつたりしますが、この「達成感」が特に必要であると考えており、このような達成感や成功体験をお互いに分かち合うこと、また、その積み重ねがあつて職場での活性化につながつていくものと考えております。

しかし、仕事量に対する職員個々の能力には、限界もありますので、マネパワーを確保していくかなければなりません。今後の定期的、計画的な職員採用と併せて、引き続き全国の自治体からの支援職員等の要望もして参りたいと考えております。

また、今回、総務省に要望していた復興支援員事業が採択になります。

町政を問う

これは、被災者の見守りやケア、地域おこしの支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティーの再構築を図る

ことを目的としており、全額震災復興特別交付税の対象になり、今議会の補正予算にも事業費を計上させて頂いております。

羽山 君子
議員



高齢者に対する対応

質問

どのように考へているか。

町長答弁

我が国の高齢化率は、平成24年高齢社会白書によると、23・3パーセントとなっており、今後、人口構成における団塊の世代が、平成27年に高齢期を迎えることから、高

齢化はさらに進むものと見込まれ、あわせて、高齢者だけの世帯や一人暮らしの世帯も増えてくるものと予想されます。

質問

本町における高齢化率は、平成24年9月末現在で27・3パーセントと全

くない。もっと増やすべきではないか。もっと増やすべきではないか。

現在、双葉町内の仮設トイレは、双葉駅隣接のステーションプラザ南側の駐車場及び、両竹公民

一時立入による仮設トイレ

質問

改革を実行した経過を伺う。

町長答弁

原発事故によって避難させられている状況下にあって、すぐには方向性や答えの見つからない難

加えて、地方分権が進む中で、住民の期待・ニーズの複雑、高度化等により新しい専門的な知識が必要とされる仕事、複雑な調整が求められる仕事など、難しい仕事の割合

平成25年度町長施政方針と行政改革

質問

施政方針にもない行政改革を実行した経過を伺う。

町長答弁

双葉には1、2カ所しかない。もっと増やすべきではないか。

谷津田光治
議員



町政を問う

さらに、今回のいわき事務所の移転に合わせて組織を再編し、通常業務と災害業務との棲み分け、見直し等も実施したことあります。

今後とも行政サービスを提供して参りたいと考えております。

このような現状と平成

23年3月11日発生しました東日本大震災、原子力災害による影響で高齢者を取り巻く環境が大きく変化しており、このことを十分考慮のうえで、高齢者施策の基本的考え方、高齢者福祉や介護保険事業の目指すべき方向、推進する指針として平成24年度「双葉町第5期介護

保険事業計画及び高齢者福祉法人の事業再開のための支援に努めてまいります。さらに、双葉町復興まちづくり計画との整合を図りながら高齢者支援策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

介護保険サービス施設等の復旧に関しては、福島県、避難先自治体との調整を図りながら、社会福祉法人の事業再開のための支援に努めてまいります。

介護保険サービス施設等の復旧に関しては、福島県、避難先自治体との調整を図りながら、社会福祉法人の事業再開のための支援に努めてまいります。さらに、双葉町復興まちづくり計画との整合を図りながら高齢者支援策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

保健福祉計画」を策定したところであります。

計画の推進については、

館隣接地内にそれぞれ設置されています。

浜野地区への設置についてであります。が、仮設トイレの設置が可能かどうかも含め今後も利用状況や状況の変化を見ながら、増設の検討もさせていただきますが、用地条件、汚水処理など制約が多いこともご理解頂ければと思います。

続けております。

現在、これらのトイレの設置及び管理は東京電力株式会社が行つており、本町からの要請に応える形で設置されたものであり、なお、引き続き設置されるよう要請を行う予定であります。が、町による今後の設置管理について、国庫補助事業等の活用も考慮して検討協議を行っております。

現に、これらのトイレの設置及び管理は東京電力株式会社が行つており、本町からの要請に応える形で設置されたものであり、なお、引き続き設置されるよう要請を行う予定であります。が、町による今後の設置管理について、国庫補助事業等の活用も考慮して検討協議を行っております。

現在、これらのトイレの設置及び管理は東京電力株式会社が行つており、本町からの要請に応える形で設置されたものであり、なお、引き続き設置されるよう要請を行う予定であります。が、町による今後の設置管理について、国庫補助事業等の活用も考慮して検討協議を行っております。

町政を問う

地方公共団体においては、地方公務員が事務・事業を執行する事務所は、1つのみであり、町村の場合は、「役場」がこれ

双葉町条例規 質問

災害後は、早期退職職員等もあり、職員数が少ない中、通常業務や災害業務において住民ニーズに迅速に対応し、行政サービスを提供していくためには、業務の効率化、業務配分の見直しなどにより、対応していく必要があり、あります。

いかなければなりません。そこで、今回のいわき事務所の設置に伴つて、現状にあつた課・係の統廃合を含めた組織の改編を行つたものであります。

今後も復旧・復興に向けて様々な課題がありきりますので、業務を行つていける過程において改善すべき点が出てくれば、柔軟に見直しをしていきたいと考えております。

避難地域の再編

避難指示解除準備区域に指定された3大字区域の今後の取り組みは。

その事務の分掌の程度が
相違するものではないと
解されております。

けたこの地域の復旧・復興に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

体が負担した費用のうち
必要かつ合理的な範囲の
もの」と定義づけをして
行われております。

平成25年度予算

この3大字については、
今般の区域見直しにより、
避難指示解除準備区域と
されたことを受けて、津
波による甚大な被害を受

を受けたこの地域の将来の土地利用のあり方に(いても、地域住民の皆さんの意向を踏まえながら検討を進めていく必要があると考へております。

現在の請求可能な具体的賠償項目は、地方財政法第6条に基づく公営企業が実施する事業及び避難対象区域からの移転に係る追加的費用などであり、財物価値の喪失、減

質問

に関する中間指針及び中間指針第二次追補を踏まえ、追加的費用（検査費用・その他追加的費用）として賠償金の支払い対

ります。
従つて、現在の段階では、当町に該当する賠償項目がほとんどないような状況であります。

町長答弁

現在、東京電力から示
されている地方公共団体
の賠償については、「原
子力損害の範囲の判定等

象となるのは、事故に間に
する法令もしくは、政府
指示等、または取引先か
らの要請に基づき、自治

今後、賠償項目と考えられるものとしては、特に本年度予算も含めた事故以来、要した経費とし

町政を問う

ては、町内各施設の動産、備品、自動車、避難したことによる増加経費等（旅費、時間外手当、特殊勤務手当、通信費、燃料費等）及び原発事故に伴い増加した費用（複数床舎設置経費、選挙事務

費用、各種システム復旧及び構築費用、個人賠償支援経費、避難者援護費用等）、地方税、使用料・手数料等原発事故に伴う減収分、等々ありますので、請求の準備をしていただきたいと考えております。

復興住宅

質
問

埼玉県内に復興住宅を希望する町民が要望書を提出したと聞いたが、事実か。事実とすれば国に復興住宅建設を要望する考えはあるか。

町長答弁

本年5月21日に埼玉県加須市・旧騎西高校内を開催した町政懇談会において、「埼玉県に復興住宅の建設を求める会」から要望書が提出されたのは事実です。

今般の原発事故による避難者のための復興公営

住宅は、福島県による整備が計画されており、一義的には、福島県に対して整備を要請していくが、町民の希望に沿つた復興公営住宅の整備を求めるため、国に対しても制度改正や財源確保などを要望していく必要があります。

町としては、「双葉町復興まちづくり計画」に基づき、前回、2月に表した住民意向調査において、復興公営住宅の希望が特に多い、いわき市、郡山市、南相馬市と、ま

町民の意向調査

質
問

避難所で聞き取り調査をしたと聞く。全町民に意向調査を早急に実施する考えはあるか。

町長答弁

埼玉県内に復興住宅を希望する町民が要望書を提出したと聞いたが、事実か。事実とすれば国に復興住宅建設を要望する考えはあるか。

住宅は、福島県による整備が計画されていますが、町民の希望に沿つた復興公営住宅の整備を求めるため、国に対しても制度改正や財源確保などを要望している必要があります。

町としては、「双葉町復興まちづくり計画」に基づき、前回、2月に表した住民意向調査において、復興公営住宅の希望が特に多い、いわき市、郡山市、南相馬市と、ま

も、必要に応じて、引き続き実施していくないと考えております。

町民全体を対象とした意向調査につきましては、昨年12月下旬から本年1月上旬に、復興庁及び福島県と共同して、「住民意向調査」を実施しております。

町民の意向は、時間の経過によって変化することから、今年度も、「住民意向調査」を実施する必要があると考えております。

復興庁及び福島県と共同して、全世帯を対象とした「住民意向調査」を秋頃にも実施する方向で検討を進めているところです。

すは、国、福島県、受け入れ自治体を交えた協議を進めてまいりますが、復興公営住宅に対する町民の希望は、復興を巡る情勢の変化や各個人の生活再建への考え方の変化などによつて変わりうるものと考えております。

そのため、今後実施を予定している「住民意向調査」の結果を踏まえて、復興公営住宅の整備のあり方を改めて検討の上、必要な対応を国及び福島県に求めていきたいと考えております。

ります。

住民意向調査は、町外における生活の拠点のあり方など、今後の双葉町の復興を検討する上で必要な対応を国及び福島県に求めていきたいと考

条例改正と連絡所の運営

質
問

つば連絡所の現状と今後の管理運営を伺う。

この避難所の居住者を対象とした調査については、避難所の閉鎖に向

て、受け入れ先の確保な

どについて関係機関と調整を図つていくための基礎資料としており、今後

ことができるよう配置して参りました。主な業務としては、団地内に避難されている町民の皆さんと役場との連絡調整及び情報の伝達、文書等の配布、団地内の環境整備、役場に対する要望、相談等の受付対応、各種証明

議会の定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開催されます。

傍聴もできますので、お気軽にお越しください。

開会日が決まると、日程や開催の場所など、ホームページでお知らせしますが、問い合わせ等ございましたら、議会事務局（双葉町いわき事務所）までご連絡ください。

☎0246-84-5200(代表)

町政を問う

これからこの避難所としての対応をどのように考えるか。

をされている方の中には、介護などの支援が必要な高齢者及び自立を希望されている方でも個々の事情により自立が難しい方もいるものと考えております。

回答者の半数近くが埼玉県内に居住を希望されておりまます。町としては、これまで埼玉県内の借上げ住宅（みなし仮設住宅）を希望する方への対応策について、福島県に要望を行つてまいりましたが、

害について加害者である東京電力が賠償することとなつておりますが、実際の賠償額は実損害額と比べてみても程遠い内容となつてしているのが現状です。

争解決センターへ申し立てたケースの中には、精神的損害について、請求者が置かれた状況によつて、中間指針に示されてゐる一人当たり月額10万円から一定の上積みが認められたケースも出てきていると聞いております。

消滅時効の取り扱いや賠償基準の見直しに向けて法曹界から国等への働きかけの強化などをお願いしてきているところです。



白岩 寿夫
議員

書、住民票等の発行の取り次ぎなどを行つてきております。

となるよう運営に資して
参りたいと考えております。
のでご理解願います。

め町としては、主任保健師を配置すると共に、町社会福祉協議会とも連携を図りながら、避難所内の皆さん巡回や、個別の健康相談、介護予防等を実施して参りました。さらに、ふくしま心のケアセンターを配置し、

ら埼玉県知事に対し、災害救助法に基づく「応急仮設住宅の供与特例」として受付再開についての要請を行つていただいたところであります。

の受け入れ先となる福祉施設の相談案内 アパート等の入居手続きや入居後の生活支援まで、福島県及び埼玉県、関係機関の全面的なご協力をいただきながら、取り組んでまいります。

双葉町弁護団を通じた賠償請求については、手続きが遅れているという批判があることも承知をしております。

町政を問う

門家の支援が必要になる場合も考えられますので、強化してまいります。

双葉町弁護団との連携を強化してまいります。

双葉町町民の避難生活

質問

先の見えない避難生活の中でも心身ともに疲れなくなしていく方がいる。一部住民同士のトラブルもあると聞き、行政としての対応が必要と思われるが、町長の考えは。

町長答弁

先の見えない生活の中で町民は心身ともに疲れている状況にあります。

町としては、県内外に避難されている町民の皆さんのがコミュニティ構築のため自主的に設立された自治会を側面から支援すると共に、仮設住宅では朝の声掛け運動、民生委員、町職員及び保健

チーム、町社会福祉協議会及び紛事業支援員による個別訪問などを通して

質問

損害賠償未請求者への対応は。

町長答弁

本町の未請求状況は、東京電力によれば、5月末現在で、仮払い請求者7・215人のうち本賠償請求者が6・709人で、未請求者は506人とのことです。

一方で、町としても、未請求者の実情を把握しがたいと考へておりますが、東京電力は、個人情報保護法の観点から、請求者情報を町へ提供することは困難としています。

第一の問題は、現在の国及び東京電力による財物賠償の基準は、町民の皆さんの生活再建には程遠いということです。

本年6月22日に福島市にて行われた、原子力損害賠償紛争審査会の場においても、強く主張していました。

田畠・山林の円滑な賠償が進められるよう、適正に評価される賠償基準と合理的な賠償手続きを定めるよう、国・東京電力に対しても求めてまいります。

町長答弁

建物の評価については、現在の賠償基準では、現地評価を選択すると、定期評価による請求を選ぶことができません。

現地評価を選択された方が不利となるよう、評価方法の選択に当たり、丁寧な説明を求めてまいります。

質問

今後どのような問題が生じると考えるか。その対策は。

町長答弁

懸念されます。間と時間を要することがあります。

質問

より自主的な対応に任せることなく、明確に法的な担保を定めるよう、国に求めていきたいと考えております。

財物賠償



岩本 久人
議員

ります。
今後、財物賠償の手続き上の問題が生じてくることが懸念されます。登記名義人と現在の所有との相違の問題については、一定の緩和措置が行われたところですが、必要な手続きに相当な手間と時間を要することがあります。

に応じるべきものであり、東京電力が未請求者に対する周知活動を徹底し、請求を促していくのが当然です。

一方で、町としても、未請求者の実情を把握しがたいと考へておりますが、東京電力は、個人情報保護法の観点から、請求者情報を町へ提供することは困難としています。

町は、福島県、双葉郡8町村と連携して、未請求者の情報が把握できるよう、国・東京電力に要請を行なうよう周知を行なってきたところですが、今後も定期的に周知を図つていただきたいと考えております。

本来、未請求者の問題については、事故の加害者である東京電力が、真摯に原子力損害賠償請求

に応じるべきものであり、東京電力が未請求者に対する周知活動を徹底し、請求を促していくのが当然です。

一方で、町としても、未請求者の実情を把握しがたいと考へておりますが、東京電力は、個人情報保護法の観点から、請求者情報を町へ提供することは困難としています。

町は、これまで、広報紙等により、広く町民の皆さまに対し、損害賠償請求を行なうよう周知を行なってきたところですが、今後も定期的に周知を図つていただきたいと考えております。

東京電力に対する不信感が根強い中で、時効の適用について東京電力に

じめとする宅地以外の地目の賠償について、いまだに賠償基準が明らかとなつていないうことも問題です。

田畠・山林の円滑な賠償が進められるよう、適正に評価される賠償基準と合理的な賠償手続きを定めるよう、国・東京電力に対しても求めてまいります。

町政を問う

「仮の町に住みたい」「意向の6・7%をどのように判断されるか。

町外「ミニユーティー」のあり方
災害公営住宅整備

町民の皆さまの円滑な損害賠償を促進するため、双葉町弁護団と協定を締結し、弁護団による説明会及び個別相談等を実施してきているところです。

質問
不動産鑑定士等専門家を依頼し、相談窓口や巡回サービスなど救済対策を講じる考えは。

福島県弁護士会による巡回法律相談や不動産鑑定士による巡回相談などの案内を町民の皆さんに周知しているところです。

ない」とする多数の町民の皆さんに対する判断材料を提示する上でも、「仮の町」、復興まちづくり計画では「双葉町外拠点」と定義されていますが、この具体的なイメージを町民の皆さんに示していく必要があると考えております。

質問

双葉町復興まちづくり計画に記載された施策を具体化し、また計画の方針についてご意見をいたぐため、これまでの「双葉町復興まちづくり委員会」を廃止し、町民の代表者や有識者から構成される「双葉町復興推進委員会」を新たに設置することとしております。

町長答弁

質問 今後「仮の町」設置自治体との密接な連携強化のための取り組みは。

協議の場を積極的に活用して、双葉町としても、町民と受け入れ先の市民の皆さんとの双方がメリットを感じられる、「双葉町外拠点」の整備に向け



◀▲いわき事務所で
初めて開かれた議会の様子



議会のうわさ

3月

- 15日 議会運営委員会・議会全員協議会
- 21日～28日 第1回定例会

4月

- 25日 双葉地方議長会要望活動

- 23日 議会全員協議会

5月

- 9日 議会運営委員会・第2回臨時会
- 14日 双葉地方議長会議
- 22日 福島県原子力発電所所在町協議会
総会

- 27日 双葉地方広域市町村圏組合議会定
例会
- 28日～29日 全国町村議会議長・副議長研修会
会総会

- 29日 全国原子力発電所所在市町村協議
会総会
- 31日 東電福島第一原発事故被災市町村
議会連絡協議会総会

6月

- 6日 福島県町村議会議長会定期総会
- 10日 議会全員協議会
- 17日 双葉町いわき事務所開所式
- 21日 議会運営委員会
- 26日～28日 第2回定例会
- 28日 議会報編集委員会

7月

- 8日 全国原子力発電所立地市町村議会
議長会役員会・総会
- 9日 議会報編集委員会
- 11日 産業厚生常任委員会
- 22日 大熊町議会議員との意見交換会



3・11より3回目の夏がやつてきますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。
役場もいわきに移転しましたが、色々な問題が山積しております。

議員一同、皆様の思いをかなえるべく一生懸命頑張ります。

暑い夏が近づいております。

こまめな水分補給を忘ることなく、熱中症などにならぬようお互い頑張りましょう!!

(羽山)



編
集
後
記

【編集委員】

委員長	高萩 文孝
副委員長	羽山 君子
委員	菅野 博紀
委員	岩本 久人